

証券コード 4920
(発送日) 2026年5月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年4月30日

株 主 各 位

東京都港区三田五丁目3番13号
株式会社 **日本色材工業研究所**
代表取締役社長 奥村華代

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://shikizai.com/ir/library/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」を選択のうえ、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4920/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本色材工業研究所」又は「コード」に当社証券コード「4920」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年5月27日（水曜日）午後5時50分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園1丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズ
3. 目的事項
報告事項 1. 第69期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面的ご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) インターネットと郵送による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前掲のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎決議通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年5月28日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月27日（水曜日）
午後5時50分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年5月27日（水曜日）
午後5時50分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

※ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

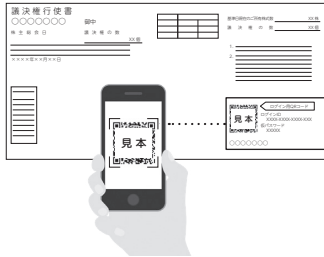
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができません。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

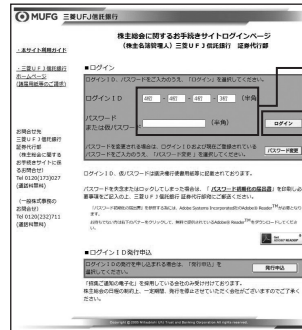
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、資本効率の改善を通じて企業価値の向上を目指す中で、重要なステークホルダーである株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の一つとして認識し、継続的かつ安定した配当を実現することを基本方針として、業績の伸展状況に応じて利益配分を行っております。

また、株主の皆様の中長期的な利益には、財務安定性を維持して持続的成長を実現することで、株価を維持・上昇させていくことも必要と考えており、配当の金額につきましては、利益の水準と自己資本の充実に向けた内部留保の双方を勘案した上で実施していく方針です。

なお、内部留保資金につきましては、生産設備増強、生産効率向上ならびに製品開発力強化のための設備投資を中心に活用し、事業の拡大に努めてまいります。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、前期の期末配当から10円増配の、1株につき普通配当30円とさせていただきますたく存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額 62,963,400円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年5月29日


第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下、本議案において同じ。））7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。


本議案に関しましては、監査等委員会より妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	ふりがな 氏 名	当社における現在の地位および担当等	重任／新任
1	おくむら こうじ 奥村 浩士	代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO)	重任
2	おくむら はなよ 奥村 華代	代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO)	重任
3	みなみ たかし 南 孝司	常務取締役 開発本部長 兼 研究開発部長	重任
4	しもだ まさき 霜田 正樹	常務取締役 企画・経理部長	重任
5	すずき ふみひこ 鈴木 史彦	取締役 品質保証本部長 兼 品質保証部長	重任
6	なかじま のぶゆき 中嶋 伸之	取締役 営業本部長 兼 営業部長	重任
7	うちだ みのる 内田 実	取締役 管理部長	重任

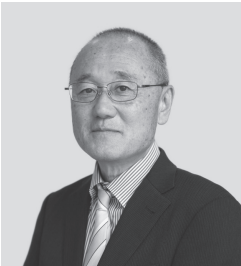
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	 <p data-bbox="266 515 530 595"> <small>おく むら こう じ</small> <small>奥 村 浩 士</small> (1944年4月21日生) </p>	<p data-bbox="556 217 1064 465"> 1967年4月 当社入社 1972年4月 当社取締役 1973年4月 当社専務取締役 1987年10月 当社代表取締役専務 1990年4月 当社代表取締役社長 2014年12月 当社代表取締役社長生産本部長 2016年6月 当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO)(現任) </p> <p data-bbox="556 505 938 560"> [取締役会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) </p>	233,956株
<p data-bbox="263 628 545 654">(取締役候補者とした理由)</p> <p data-bbox="263 662 1339 792"> 奥村浩士氏は、代表取締役会長として、「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。1967年の入社以来、化粧品業界における豊富な経験と深い知識を有し、近年は上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」に注力し、経営全般において的確なリーダーシップを発揮してまいりました。 </p> <p data-bbox="263 799 1339 898"> 中期事業戦略ビジョンの最終年度においても、豊富な経験と幅広い知見、ならびに当社グループを俯瞰的に捉える視点が不可欠であり、持続的な成長および企業価値向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	 <p data-bbox="266 666 530 745">おく むら はな よ 奥 村 華 代 (1975年12月22日生)</p>	<p data-bbox="556 217 1085 798"> 1999年3月 当社入社 2011年5月 当社取締役 2011年6月 当社取締役経営統括本部 経営戦略部長 2013年6月 当社取締役営業統括本部副本部長 兼経営統括本部経営戦略部長 2014年12月 当社取締役営業統括本部 国際営業部長 2016年12月 当社取締役経営統括本部副本部長 2017年4月 当社取締役経営統括本部副本部長 兼経営企画部長 2019年4月 当社取締役経営企画室長 2020年11月 当社取締役管理部長 2021年2月 当社取締役人事部長 兼 管理部長 2022年6月 当社専務取締役総合企画本部長 2023年5月 当社代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO) (現任) </p> <p data-bbox="560 836 938 896"> [取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) </p>	90,800株
<p data-bbox="263 908 545 934">(取締役候補者とした理由)</p> <p data-bbox="263 938 1339 1093"> 奥村華代氏は、代表取締役社長として「中期事業戦略ビジョン (2022-2026)」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。2023年の就任以来、当社グループの事業全般に精通する最高執行責任者 (COO) として、上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」の各戦略の遂行を主導してまいりました。加えて、グループの事業拡大および業績向上において中心的な役割を果たしております。 </p> <p data-bbox="263 1097 1339 1155"> 中期事業戦略ビジョンの最終年度においても、引き続き諸施策推進を通じ、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	 <p data-bbox="288 526 560 606">みなみ たか し 南 孝 司 (1959年1月28日生)</p>	<p data-bbox="613 216 1173 518"> 1981年4月 株式会社資生堂入社 2019年2月 当社入社 当社研究開発部副部長 2019年5月 当社執行役員研究開発部長 2020年5月 当社取締役研究開発部長 2022年6月 当社常務取締役 研究開発本部長 兼 研究開発部長 2025年9月 当社常務取締役 開発本部長 兼 研究開発部長（現任） </p> <p data-bbox="613 556 991 616"> [取締役会出席状況（当事業年度）] 13回／13回（出席率100%） </p>	<p data-bbox="1309 405 1354 427">一株</p>
<p data-bbox="261 628 545 651">(取締役候補者とした理由)</p> <p data-bbox="261 659 1354 742"> 南孝司氏は、大手化粧品メーカー出身者としての豊富な経験と知識を活かし、研究・技術開発の部門長として、「中期事業戦略ビジョン（2022-2026）」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。 </p> <p data-bbox="261 749 1354 870"> 上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」の実現に向けて、開発業務を一気通貫で遂行するための組織体制の構築ならびに、顧客ニーズに合致したクリーン処方や機能性処方の開発により、「競争優位にある「強み」製品の強化と拡大」や「クリーン・ビューティーへの積極取組」に尽力してまいりました。 </p> <p data-bbox="261 878 1354 961"> 中期事業戦略ビジョンの最終年度においても、処方開発／製品開発で当社グループの成長を支える役割を担うリーダーとして、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	 <p>しも だ まさ き 霜 田 正 樹 (1964年1月19日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社日本興業銀行（現・株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2019年1月 当社入社 当社経営統括本部経理・財務部長</p> <p>2019年4月 当社経理・財務部長</p> <p>2019年5月 当社取締役経理・財務部長</p> <p>2022年6月 当社取締役総合企画本部 経理・財務部長</p> <p>2022年11月 当社取締役総合企画本部 企画・経理部長</p> <p>2023年5月 当社取締役企画・経理部長</p> <p>2024年5月 当社常務取締役 企画・経理部長 (現任)</p> <p>[取締役会出席状況（当事業年度）] 13回／13回（出席率100%）</p>	1,700株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>霜田正樹氏は、金融機関出身者としての豊富な経験と知識を活かし、企画・経理部の部門長として、「中期事業戦略ビジョン（2022-2026）」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」の実現に向けて、持続的成長を支える経営基盤構築のための戦略・施策の策定・推進や、資本効率改善・IR強化、加えて社内システム強化に尽力することで、重点戦略である「競争優位にある「強み」製品の強化と拡大」や「高収益体質への転換」への対応を強く推進しました。</p> <p>中期事業戦略ビジョンの最終年度においても、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	 <p data-bbox="263 545 530 624"> <small>すずき</small> <small>鈴木</small> <small>ふみひこ</small> <small>史彦</small> (1971年7月1日生) </p>	<p data-bbox="556 217 1044 556"> 1995年4月 当社入社 2013年6月 当社生産本部座間工場長 2016年6月 当社執行役員生産統括本部長 兼 業務部長 2018年4月 当社執行役員生産統括本部長 2018年5月 当社取締役生産統括本部長 2019年4月 当社取締役(生産担当) 2022年6月 当社取締役生産本部長 2023年5月 当社取締役品質保証本部長 兼 品質保証部長(現任) </p> <p data-bbox="556 595 938 651"> [取締役会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) </p>	<p data-bbox="1291 420 1339 447">-株</p>
<p data-bbox="263 662 545 686">(取締役候補者とした理由)</p> <p data-bbox="263 692 1339 749">鈴木史彦氏は、2023年に当社取締役品質保証本部長に就任し、「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。</p> <p data-bbox="263 756 1339 843">上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」の実現に向けて、品質管理体制の強化を図り、「クリーン・ビューティーへの積極取組」を支えると共に、増産の局面においても当社グループの「強み」である高い品質基準の確保に尽力しました。</p> <p data-bbox="263 849 1339 907">中期事業戦略ビジョンの最終年度においても、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	 <p>なか じま のぶ ゆき 中 嶋 伸 之 (1962年3月27日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2013年4月 当社営業グループ グループマネジャー 2014年12月 当社営業部長 2019年5月 当社執行役員営業部長 2022年6月 当社取締役営業本部長 兼 営業部長 (現任)</p> <p>[取締役会出席状況(当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)</p>	400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>中嶋伸之氏は、営業部門での20年以上にわたる従事により業務に精通しており、販売戦略やマーケティング等においてその手腕を発揮し、営業本部長として「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の推進を通じて企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>上記戦略ビジョンにおける「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」の実現に向けて、顧客ニーズに積極的に応じつつ新規チャネルの開拓を推進するとともに、インフレ対応を通じて収益性の改善に尽力してまいりました。</p> <p>中期事業戦略ビジョンの最終年度においても、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、取締役候補者としております。</p>			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類


監査報告


第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 はし ば まさ き 橋 場 正 樹 (1960年11月18日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社研究部部長補佐 2014年3月 当社品質保証部長 2018年5月 当社執行役員品質保証部長 2020年5月 当社取締役品質保証部長 2022年6月 当社取締役品質保証本部長 兼 品質保証部長 2023年5月 当社監査等委員である取締役(常勤) (現任)	一株
	(取締役候補者とした理由) 橋場正樹氏は研究部門や品質保証部門を歴任し、当社グループの業務プロセスに精通しております。また、リスクや内部統制の在り方等についても深い理解を有しており、コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取り組みにおいて重要な役割を果たし、当社の監査・監督機能の強化に貢献しております。 今後も引き続き、当社の取締役会の適切な意思決定と取締役の職務の執行の監査・監督に貢献していただけるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	 <p>と お や ま と も ひ ろ 遠 山 友 寛 (1950年2月21日生)</p>	<p>1980年4月 弁護士登録 西村眞田法律事務所入所 1984年6月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロ ースクール修士号取得(LL.M.) 1990年10月 TMI 総合法律事務所開設パートナー 弁護士 (現任) 1999年11月 当社監査役 2016年5月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)</p> <p>[取締役会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%) [監査等委員会出席状況 (当事業年度)] 13回/13回 (出席率100%)</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>遠山友寛氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は法律の専門家としての豊富な知識と経験を有しており、当該知見を活かして企業実務に即した適切な助言・提言を行うなど、当社の監査・監督機能の強化に貢献いただいているためであります。</p> <p>グローバル化の加速期を含む当社のあらゆる成長フェーズにおいて、経営陣に対し冷静に意見を述べ、独立した社外取締役としての責務を全うしてまいりました。在任期間は10年を超えますが、その深い知見と独立性は当社のガバナンス強化に不可欠であります。</p> <p>今後も、当社の取締役会の適切な意思決定と取締役の職務の執行に対する監査・助言等、ならびに、指名委員長および報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的な立場で引き続き関与・監督等いただけるものと考えております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	 <p>お ぼた たか お 小 畑 孝 雄 (1948年1月25日生)</p>	<p>1967年4月 東京国税局入局 2006年7月 東京国税局調査第二部部長 2007年7月 税理士登録 小畑税理士事務所所長（現任） 2017年5月 当社監査等委員である社外取締役 （現任） 2020年4月 東京都市開発株式会社社外監査役 （現任） 2020年9月 日本ヒルトン株式会社社外監査役 （現任） 2021年6月 日本酒類販売株式会社社外取締役 （現任）</p> <p>[取締役会出席状況（当事業年度）] 13回／13回（出席率100%） [監査等委員会出席状況（当事業年度）] 13回／13回（出席率100%）</p>	-株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>小畑孝雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門知識を有しており、当該知見を活かして企業実務に即した適切な助言・提言を行うなど、当社の監査・監督機能の強化に貢献いただいているためであります。</p> <p>生産能力の増強投資による拡大期を含む当社のあらゆる成長フェーズにおいて、経営陣に対し冷静に意見を述べ、独立した社外取締役としての責務を全うしてまいりました。ご選任いただいた場合、任期中に在任期間は10年を超えますが、その深い知見と独立性は当社のガバナンス強化に不可欠であります。</p> <p>今後も、当社の取締役会の適切な意思決定と取締役の職務の執行に対する監査・助言等、ならびに、指名委員および報酬委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し客観的・中立的な立場で引き続き関与、監督等いただけるものと考えております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠山友寛氏、小畑孝雄氏は社外取締役候補者であり、当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務の遂行に起因して損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 遠山友寛氏および小畑孝雄氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって遠山友寛氏が10年、小畑孝雄氏が9年となります。

【ご参考】株主総会後の取締役の体制(予定)

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏 名	新 役 職 お よ び 主 な 担 当 (予 定)	現 役 職 等
おくむら こうじ 奥村 浩士	代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO)	同左
おくむら はなよ 奥村 華代	代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO)	同左
みなみ たかし 南 孝司	常務取締役 開発本部長 兼 研究開発部長	同左
しもだ まさき 霜田 正樹	常務取締役 企画・経理部長	同左
すずき ふみひこ 鈴木 史彦	取締役 品質保証本部長 兼 品質保証部長	同左
なかじま のぶゆき 中嶋 伸之	取締役 営業本部長 兼 営業部長	同左
うちだ みのる 内田 実	取締役 管理部長	同左

2. 監査等委員である取締役

氏 名	新 役 職 お よ び 主 な 担 当 (予 定)	現 役 職 等
はしば まさき 橋場 正樹	取締役 (常勤監査等委員)	同左
とおよし ともひろ 遠山 友寛	取締役 (監査等委員)	同左
お ばた たかお 小畑 孝雄	取締役 (監査等委員)	同左

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知掲載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役会は以下のスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	企業経営	財務会計	グローバル	研究・商品開発	営業・マーケティング	生産	品質保証	ESG・サステナビリティ	コーポレートガバナンス	IT・デジタル・DX	人財・組織開発
取締役（監査等委員である取締役を除く。）											
奥村浩士	●				○			●	○		
奥村華代	●	○	●				○	●	●		●
南孝司	○			●	○	○	○	●			○
霜田正樹	○	●	●					○	○	●	○
鈴木史彦						●	●	○		○	
中嶋伸之			○	○	●	○	○				
内田実		○						○	●		●
監査等委員である取締役											
橋場正樹		○		○		○	○		●		
遠山友寛	●		○						○		
小畑孝雄	○	●							○		

※求める知識・知見の経験に○、その中でも特に期待の度合いが高いものに●をつけています。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年5月29日開催の当社第61回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

今般、役員報酬の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給する報酬の総額は年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は同じく7名となります。対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法
- ② 対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年25,000株以内といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、上記①の方法による場合は、当社の普通株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していな

い場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、上記②の方法による場合は、当社の普通株式1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものといたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、割当てを受けた日から5年間(以下「本譲渡制限期間」という。)、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限は解除されます。

ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議によ

り、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。また当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

なお、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年25,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は1.2%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年5月27日開催の当社第59回定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認をいただいております。

今般、当社の監査等委員である取締役（以下「対象監査等委員取締役」という。）に対して、当社の企業価値の向上及び毀損の防止を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象監査等委員取締役に対して支給する報酬の総額は年額10百万円以内といたします。また、各対象監査等委員取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員の協議において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は同じく3名となります。

対象監査等委員取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象監査等委員取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象監査等委員取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分をする方法
- ② 対象監査等委員取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法

2. 対象監査等委員取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象監査等委員取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5,000株以内といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、上記①の方法による場合は、当社の普通株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、対象監査等委員取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、上記②の方法による場合は、当社の普通株式1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象監査等委員取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

3. 対象監査等委員取締役に割当てする譲渡制限付株式に関する事項

本議案に基づき、対象監査等委員取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象監査等委員取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象監査等委員取締役は、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、割当てを受けた日から5年間（以下「本譲渡制限期間」という。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象監査等委員取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限は解除されます。

ただし、対象監査等委員取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、な

お譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

本議案に基づく株式報酬制度は、対象監査等委員取締役に対して当社の企業価値の向上及び毀損の防止を図るインセンティブを付与することを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象監査等委員取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。また当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

なお、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額10百万円以内とすること、当社が対象監査等委員取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年5,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.2%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）におけるわが国の経済は、回復基調にあるものの、インフレによる実質賃金の伸び悩みで個人消費が力強さを欠き、緩やかなものに留まっております。海外各国は、欧米ではインフレ減速と金融政策の緩和を背景に緩やかな成長基調にあるのに対し、中国経済は引き続き不動産不況を背景に内需が低迷して成長に減速が見られるなど、地域間の跛行性が見られます。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中国との関係悪化、中南米や中東の情勢緊迫化など地政学的リスクは高まり、米国の通商政策を始めとした各国の政策リスクも上昇しております。加えて、資源・エネルギー価格の上昇・変動やインフレ、金利・為替・株式相場の変動などが、経済活動に影響を及ぼすと共に先行き不透明感を高めております。

化粧品業界におきましては、国内では、新型コロナウイルス（COVID-19）禍明けのメイクアップ製品を中心とした新製品受注の波は前連結会計年度下期に沈静化しましたが、緩やかな需要の回復・改善傾向が続いております。海外においても、化粧品需要は緩やかに改善の傾向にあるものと思われまます。

当社グループにおきましては、国内では前連結会計年度の下期に新製品の受注の波が沈静化した水準から堅調に推移、生産設備の稼働も持ち直しつつありますが、欧州では医薬品・化粧品共に受注は軟調に推移しております。また、特に国内での採用難による工数不足をまかなうための外注加工費の上昇や、原材料費や各種経費等もインフレで上昇していることから、各種コストの圧縮努力を継続し、収益性の維持・改善に取り組んでおります。

今後も、化粧品需要の緩やかな回復・成長基調は継続していくと思われまますが、足元は中東情勢緊迫化のような地政学的リスクが顕在化し、エネルギー価格を含めた全般的なインフレ、採用難や人件費上昇、金利や為替の変動等も継続しており、経済全般の先行き不透明感は高まっております。そのような経営環境下、先行きを慎重に見極めながら、黒字の維持・継続と成長に向けて「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の諸施策を着実に実行してまいります。お客様の新製品ニーズに対応した処方のご提供や生産対応などの要請に応え、中長期的には化粧品のクリーン・ビューティー、SDGs等への対応といった当社の強みを更に強化するなど、変化し続ける環境で強みを活かして業績の改善を図るべく更なる努力を重ねてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は次のとおりとなりました。

売上高は、国内における前連結会計年度の新型コロナウイルス禍明けの新製品の受注の波や大口受注の沈静化に加え、フランス連結子会社における医薬品・化粧品受注の伸び悩みもあって、前期比5.6%減の16,643百万円となりました。

利益面でも、国内において受注の波があった前連結会計年度の上期より生産設備の稼働水準が低下している中、原材料費や人件費、各種経費等がインフレで上昇、フランス連結子会社においても医薬品・化粧品受注の伸び悩みによる業績低迷が続き、営業利益は前期比63.2%減の180百万円、経常利益は前期比58.6%減の151百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益284百万円を計上したこともあって前期比55.1%増の335百万円となりました。

当連結会計年度における所在地別セグメントの業績の概況は、次のとおりです。

(日本)

前連結会計年度の新型コロナウイルス禍明けの国内・海外化粧品メーカー各社からの新製品の受注の波や大口受注が沈静化したことから、足元は堅調に推移しているものの、売上高は前期比5.2%減の11,789百万円となりました。利益面では、引き続きつくば工場第3期拡張等による諸費用が高止まり、加えて原材料費や人件費、各種経費等もインフレで上昇している中で、受注水準低下に伴い生産設備の稼働も低下、各種コスト圧縮努力を継続しましたが、営業利益は前期比49.3%減の281百万円となりました。セグメント資産は、足元は受注が堅調に推移、売上債権や棚卸資産が増加したこと等もあり、前期比2.8%増の13,336百万円となりました。

(仏国)

子会社THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S. (以下「テプニエ社」) と子会社Nippon Shikizai France S.A.S. (以下「日本色材フランス社」) の所在する欧州は、当連結会計年度(1~12月)において、景気は緩やかな回復基調にありますが医薬品及び化粧品の受注は低迷し、売上高はユーロ建て・円換算後共に減収、前期比4.2%減の5,043百万円となりました。利益面では、減収と人件費や諸物価の高騰に加えて、テプニエ社の一部新規設備稼働の遅れや日本色材フランス社の稼働低迷もあり、82百万円の営業損失(前連結会計年度は73百万円の営業損失)となりました。セグメント資産は、円安効果や設備投資による有形固定資産の増加等もあって、前期比15.9%増の5,955百万円となりました。

(所在地別売上高)

(単位：百万円)

区 分	第68期		第69期(当連結会計年度)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	前期比
日 本	12,442	70.3%	11,789	70.0%	△5.2%
仏 国	5,263	29.7%	5,043	30.0%	△4.2%
計	17,706	100.0%	16,833	100.0%	△4.9%

(注) セグメント間の内部売上高として、第68期には74百万円、第69期には190百万円を含めて記載しております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施しました設備投資額は、626百万円であり、その主なものは、生産設備等の設備投資であります。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第66期 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	第67期 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	第68期 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	第69期(当連結会計年度) (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	11,760	15,050	17,632	16,643
経常利益	148	407	367	151
親会社株主に帰属する当期純利益	246	398	216	335
1株当たり当期純利益	117円52銭	189円96銭	103円21銭	162円00銭
総資産	16,049	17,087	16,889	17,566
純資産	3,011	3,526	3,804	4,244
1株当たり純資産額	1,436円90銭	1,682円87銭	1,815円11銭	2,086円77銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 当社は第69期より「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託（J-ESOP）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
THEPENIER PHARMA & COSMETICS S.A.S. (テブニエ社：仏国)	4,648,360ユーロ	100.0%	医薬品および化粧品受託製造
Nippon Shikizai France S.A.S. (日本色材フランス社：仏国)	155,000ユーロ	100.0%	化粧品受託製造

(4) 対処すべき課題

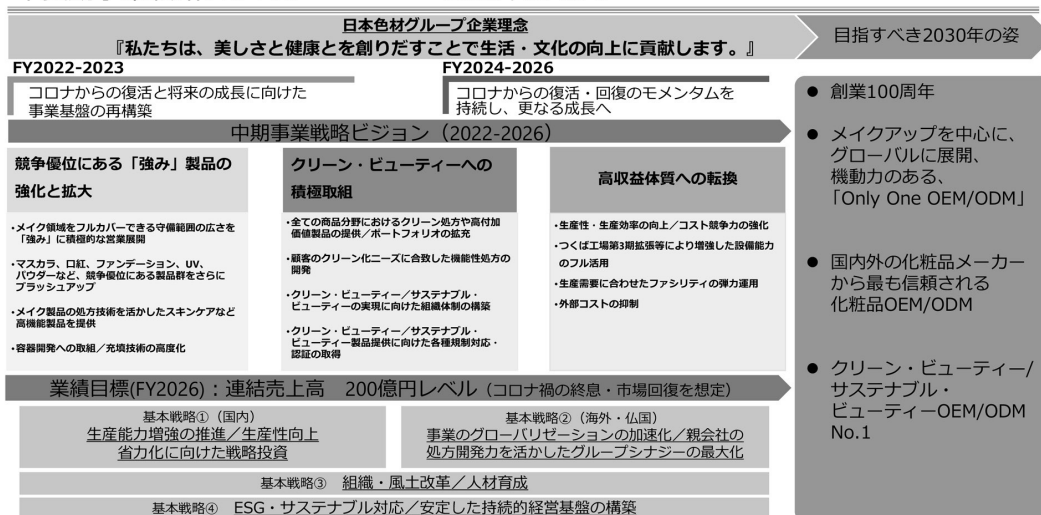
次期の経営環境におきましては、基調としては、地域間の跛行性はあっても、景気は緩やかな回復・改善傾向が続くものと思われまます。化粧品市場におきましても、消費マインドは改善しており、国内・海外共に、化粧品需要は緩やかに回復・改善していくものと思われまます。

一方で、従来からのロシアによるウクライナ侵攻や中東・中南米情勢の緊張が長期化する中で、足元はイラン・イスラエル・米国を中心とした中東の地政学的リスクが顕在化しており、原油価格の変動や供給不安が日本を始め多くの国々の経済に大きく影響を及ぼす可能性があります。また、米国を始めとする各国の各種政策リスクも当面高止まりすることが予想されます。継続する諸物価や人件費の上昇・人手不足に加え、資源・エネルギー価格、金利や為替、株式相場の変動が予想され、国内外の経済や化粧品市場も先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社グループは、新型コロナウイルスまん延の影響を受けて悪化した業績からの復活を目指して策定した「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の最終年度として、外部環境を慎重に見極めつつ、「競争優位にある「強み」製品の強化と拡大」、「クリーン・ビューティーへの積極取組」、ならびに「高収益体質への転換」を重点戦略として、2026年3月に取得した小諸工場の生産立ち上げも含め、積極的に取組んでまいります。

中長期事業戦略ビジョン

—2030年に向けて—



「中期事業戦略ビジョン(2022-2026)」の「重点戦略」の取組み状況

化粧品需要の回復・改善が進む中で、「コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ」を掲げ、以下のとおり「重点戦略」に取り組んでまいります。

① 競争優位にある「強み」製品の強化と拡大

(回復する需要への対応)

- ・新型コロナウイルス禍明けを受けたお客様からの新製品受注の波は一服しましたが、お客様から新味のある新製品提案の要請は多く、当社もお客様のニーズにお応えすることで、受注の波沈静化後の持続的な回復・成長の実現を目指しております。

(「強み」分野での積極対応)

- ・化粧品市場が正常化、会社全体の稼働が向上する中、「強み」分野に経営資源を重点的に投下、効率性を改善しつつ競合先との受注競争に勝ち残り、受注嵩上げを狙います。
- ・日本の人口が長期減少傾向にある中、当社グループの中長期的な成長の実現に向けて、海外大手化粧品メーカー等との取引を拡大すべく、日本・フランス双方での営業力強化やフランス子会社との連携強化を推進いたします。

(容器対応力の強化)

- ・容器対応能力を強化することで、処方と容器セットでのご提案に取り組み、トラブルの原因究明などにも対応し、提案力の強化とお客様へのサービス向上を推進しております。

② クリーン・ビューティーへの積極取組

(顧客ニーズに合った幅広い処方を提案)

- ・お客様のブラックリスト/グレイリスト(使用できない/使用を抑える原料等のリスト)に対応しつつ高い機能を備えた処方をお客様にご提案することで受注を獲得し、お客様のクリーン・ビューティー/SDGsへの取組みをサポートすると共に、最終消費者のお客様の健康・安全への要求にお応えしております。

(サステナビリティ分野の取組みを推進)

- ・取締役会の諮問機関としてサステナビリティ委員会を組成、環境/パートナーシップ/高品質な製品提供/働き方・人財の各分科会を立ち上げて重要課題(マテリアリティ)や指標(KPI)を設定、年度毎の進展をフォローするなど、組織横断でSDGs関連の取組みを推進しております。

③ 高収益体質への転換

(座間・つくば2工場の稼働向上)

- ・新型コロナウイルス禍明けの新製品受注の波は一旦沈静化しましたが、受注が急増したタイミング（2025年2月期上期）ではつくば3期拡張で増強した設備の稼働が大幅に向上、固定費を打ち返して利益に貢献いたしました。
- ・継続する採用難により短期的な工数増は困難で、外注・請負も活用して対応しております。外注・請負増は外注加工費増を通じて変動費アップに繋がりますが、請負増による内製工数増は設備稼働の一層の向上、固定費の打返しに貢献しております。
- ・足元、受注の波は沈静化し、その後堅調に推移しておりますが、今後も受注水準の嵩上げに努め、安定的に生産設備の稼働を上げ、投資時に見込んだ収益性を確保すべく注力してまいります。

(小諸工場の稼働)

- ・2026年3月に取得した、当社第3の国内生産拠点である「小諸工場」を、充填・包装過程の生産拠点として、2027年2月期の下期稼働開始を目指して準備を推進してまいります。
- ・生産ラインを1ラインずつ徐々に立上げ、将来の成長余力を創出してまいります。

(インフレへの対応継続)

- ・インフレで原材料費・光熱費・各種経費の上昇が続き、インフレに対応したベースアップで人件費も上昇していく中で、新規受注の際に物価上昇を反映した見積りをお示しすると共に、リピート受注時も人件費や諸物価の上昇を反映させていただき、適正な価格転嫁を実現することで収益性の維持に注力しております。
- ・一方で、お客様とのコミュニケーションを密に保ち、価格に見合った製品価値をご提供・ご理解いただくことで、お客様にご満足をいただけるよう努めてまいります。

中長期事業戦略ビジョン

—2030年に向けて—

【中期事業戦略ビジョン(2022-2026)】『コロナからの復活・回復のモメンタムを持続し、更なる成長へ』

[重点戦略①]競争優位にある「強み」製品の強化と拡大

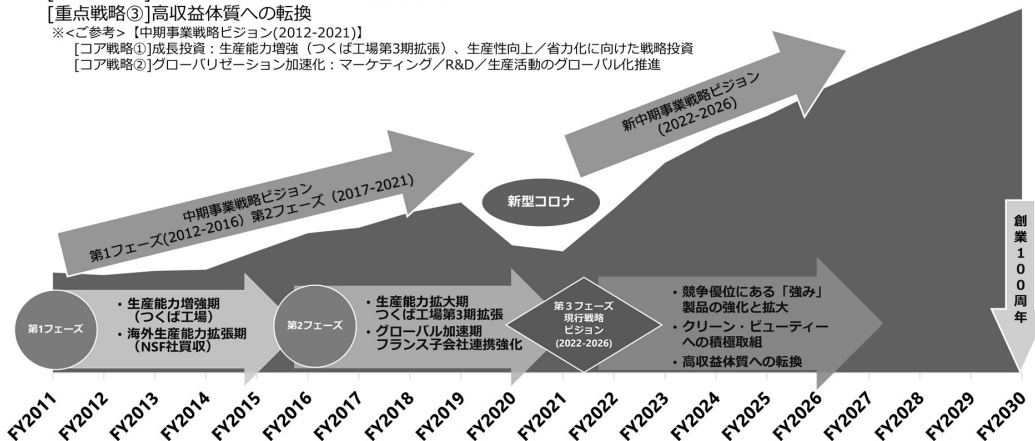
[重点戦略②]クリーン・ビューティーへの積極取組

[重点戦略③]高収益体質への転換

※<ご参考>【中期事業戦略ビジョン(2012-2021)】

【コア戦略①】成長投資：生産能力増強（つくば工場第3期拡張）、生産性向上/省力化に向けた戦略投資

【コア戦略②】グローバル化加速化：マーケティング/R&D/生産活動のグローバル化推進



株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2026年2月28日現在)

当社は化粧品(医薬部外品を含む)の製造受託および研究開発受託を主要な業務としております。また、子会社のテプニエ社は医薬品、医薬部外品ならびに化粧品の製造受託を、日本色材フランス社は化粧品の製造受託を主要な業務としております。

当社グループの現在行っている主要な事業内容および事業別の主な製品内容は、次のとおりであります。

主要な事業内容	主な製品内容
化粧品事業	ファンデーション、口紅、マスカラ、アイライナー、UV、アイシャドウ、チーク、白粉、打粉、クリーム、美容液、化粧水等
医薬品その他事業	薬用歯磨き、口腔洗浄剤、水虫治療薬、駆虫剤、その他衛生製品等

(6) **主要な営業所および工場** (2026年2月28日現在)

① 当社

本社・研究センター 東京都港区三田五丁目3番13号
 工場 座間工場 神奈川県座間市
 つくば工場 茨城県つくば市

(注) 2026年3月25日付で、小諸工場(長野県小諸市)を取得しました。

② テプニエ社

本社・工場 モルターニュ(仏国)
 営業所 ブローニュビヤンクール(仏国)

③ 日本色材フランス社

本社・工場 サンシランヴァル(仏国)

(7) **従業員の状況** (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
505(323)名	19(△53)名

(注) 従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員および臨時雇用員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
343(286)名	21(△18)名	39.9歳	9.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員および臨時雇用員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,551
株式会社商工組合中央金庫	2,289
株式会社三菱UFJ銀行	715
株式会社日本政策投資銀行	658
株式会社横浜銀行	600
さわやか信用金庫	566
B p i f r a n c e	559
株式会社りそな銀行	441
株式会社常陽銀行	360
株式会社三井住友銀行	246
日本生命保険相互会社	150
L a B a n q u e P o s t a l e	145
B R E D B A N Q U E P O P U L A I R E	127

(注) 借入額は、長期借入金および短期借入金の合計金額であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

名古屋証券取引所メイン市場への上場について

2026年2月26日付けで、当社は名古屋証券取引所メイン市場へ上場いたしました。なお、今回の上場に伴い当社は現在上場している東京証券取引所スタンダード市場との重複上場となります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 5,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,099,376株 |
| ③ 株主数 | 2,565名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ト ワ ・ ス ー ル	499千株	23.8%
奥 村 浩 士	233	11.1
ち ぶ れ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	146	7.0
三 菱 鉛 筆 株 式 会 社	126	6.0
株 式 会 社 井 田 ラ ボ ラ ト リ ー ズ	102	4.9
奥 村 華 代	90	4.3
株 式 会 社 ブ レ ス ト シ ー ブ	67	3.2
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E □)	65	3.1
奥 村 有 香	30	1.5
中 野 知 花	28	1.4

(注) 1. 持株比率は自己株式(596株)を控除して計算しております。

2. 2026年4月15日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社トワ・スールは同日現在で、719千株(株券等保有割合34.3%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は当事業年度末現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 2026年4月15日付けの公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、奥村浩士氏は同日現在で、8千株(株券等保有割合0.4%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は当事業年度末現在の株主名簿に基づき記載しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

a. 自己株式の取得

当社は、2025年7月15日開催の取締役会にて、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得を決議し、同年7月16日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により10千株（発行済株式総数の0.5%）の自己株式を総額11百万円で取得いたしました。

b. 株式給付信託（J-ESOP）の導入

当社は、2025年7月15日開催の取締役会にて、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入を決議し、同年10月29日にみずほ信託銀行株式会社と信託契約を締結いたしました。2026年2月28日現在において、同信託契約に基づく再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行に設定された信託E口（以下「信託E口」という。）が保有する当社株式は65千株（発行済株式総数の3.1%）となっております。

c. 自己株式の処分

当社は、2025年10月14日開催の取締役会にて、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分を決議し、信託E口に対し同年10月29日に第三者割当により13千株（発行済株式総数の0.6%）の自己株式を総額14百万円で処分いたしました。

d. 自己株式の取得

当社は、2026年4月14日開催の取締役会にて、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得を決議し、同年4月15日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により5千株（発行済株式総数の0.2%）の自己株式を総額5百万円で取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	奥村浩士	最高経営責任者 (CEO) 指名委員、報酬委員
代表取締役社長	奥村華代	最高執行責任者 (COO) 指名委員、報酬委員
常務取締役	南孝司	開発本部長 兼 研究開発部長
常務取締役	霜田正樹	企画・経理部長
取締役	鈴木史彦	品質保証本部長 兼 品質保証部長
取締役	中嶋伸之	営業本部長 兼 営業部長
取締役	内田実	管理部長
監査等委員である取締役 (常勤)	橋場正樹	
監査等委員である取締役	遠山友寛	指名委員長、報酬委員 TMI総合法律事務所パートナー弁護士
監査等委員である取締役	小畑孝雄	報酬委員長、指名委員 小畑税理士事務所所長 東京都市開発株式会社社外監査役 日本ヒルトン株式会社社外監査役 日本酒類販売株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社では、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
2. 監査等委員である取締役遠山友寛氏および監査等委員である取締役小畑孝雄氏は、社外取締役であり、両氏を当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査等委員である取締役遠山友寛氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役小畑孝雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
南孝司	常務取締役 研究開発本部長 兼 研究開発部長	常務取締役 開発本部長 兼 研究開発部長	2025年9月1日付

6. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年2月28日現在の執行役員は、以下のとおりであります。
- ・渡邊 英明 (生産本部長)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第32条に設け、各監査等委員である取締役と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額を限度とします。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および執行役員等の主要な業務執行者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担されることになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補されることとなります。

④ 取締役の報酬等

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下同じ））の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各々の職務と責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績等により連動する役員賞与により構成することとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務と責任および当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 役員賞与の内容および額の算定方法の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの連結経常利益を目標の一つとして設定し、一定の水準を上回った場合に支給することとし、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案した上で算出し決定するものとし、毎年一定の時期に金銭にて支給する。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、業績に応じて変動する仕組みとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議によって、報酬委員会の答申を尊重して決定することを、代表取締役会長奥村浩士および代表取締役社長奥村華代に委任し、これに従って代表取締役会長および代表取締役社長が各取締役の職務と責任、成果等を総合的に勘案し、取締役の基本報酬の額および取締役の賞与の額を決定する権限を有するものとする。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	169	156	13	7
監査等委員である取締役 (監査等委員である社外取締役を除く。)	16	15	1	1
監査等委員である社外取締役	13	12	1	2
合計 (うち社外取締役)	199 (13)	184 (12)	15 (1)	10 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、支給人数は実質支給人数であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年5月29日開催の第61回定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年5月27日開催の第59回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
4. 当社全体の業績等を勘案した各取締役の評価の実施は代表取締役が適任であると取締役会にて判断し、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬および賞与の額の決定については、報酬委員会を構成する代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）奥村浩士および代表取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）奥村華代に一任しております。両氏は、取締役会に答申された報酬委員会の審議結果が、取締役会で決議された報酬額の決定方針に整合していることを確認し、その答申を十分に尊重したうえで、株主総会にて決議いただいた報酬限度額内にて決定しております。
5. 上記の賞与の総額は、当事業年度中における役員賞与引当金の繰入額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
遠山 友寛	監査等委員である取締役遠山友寛氏は、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、TMI総合法律事務所と法律顧問に関する契約を締結しております。
小畑 孝雄	監査等委員である取締役小畑孝雄氏は、小畑税理士事務所の所長であります。また、同氏は日本酒類販売株式会社の社外取締役、および東京都市開発株式会社ならびに日本ヒルトン株式会社の社外監査役を兼務しております。各兼職先と当社との間には特別の関係はございません。

b. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
遠山 友寛	監査等委員である社外取締役	<p>当事業年度に開催された取締役会13回および、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名委員会の委員長として、開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定における監督機能を主導しております。さらに報酬委員会の委員として、開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
小畑 孝雄	監査等委員である社外取締役	<p>当事業年度に開催された取締役会13回および、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。税理士としての財務および会計に関する専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、報酬委員会の委員長として、開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。さらに指名委員会の委員として、開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定における監督機能を担っております。</p>

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす電磁的記録による決議が1回ありました。
2. 当社は、ガバナンスを強化する目的から、取締役・経営幹部等との意見交換会を実施しております。当該意見交換会は、各種経営課題、取締役の評価等、様々な視点で行われており、社外役員が経営の監査機能を十分に果たすことに資しております。
- なお、当事業年度については、意見交換会に代えて複数回にわたって開催された経営会議に出席し、意見交換の機会を設けました。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社テプニエ社および日本色材フランス社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に諮る方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、または、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断した場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、資本効率の改善を通じて企業価値の向上を目指す中で、重要なステークホルダーである株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の一つとして認識し、継続的かつ安定した配当を実現することを基本方針として、業績の伸展状況に応じて利益配分を行ってまいります。

また、株主の皆様の中長期的な利益には、継続的かつ安定的な配当に加えて、企業価値の向上によって株価を維持・上昇させていくことも必要と考えております。そのためには、収益性の向上に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延による業績悪化で大きく下がった自己資本比率/財務安定性を回復させて持続的成長を実現していくことも必要と認識しており、配当の金額につきましては、利益の水準と、自己資本の充実に向けた内部留保の双方を勘案した上で実施していく方針です。

当社グループといたしましては、引き続き継続的かつ安定した配当の実現に全力を挙げてまいりますので、株主の皆様には何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,965,122	流 動 負 債	8,476,741
現金及び預金	1,093,446	支払手形及び買掛金	813,463
受取手形及び売掛金	3,172,556	電子記録債務	747,381
電子記録債権	190,347	短期借入金	5,190,720
商品及び製品	1,026,050	リース債務	83,992
仕掛品	439,892	未払金	849,479
原材料及び貯蔵品	1,629,287	賞与引当金	79,459
その他	413,541	役員賞与引当金	16,000
		その他	696,243
固 定 資 産	9,601,488	固 定 負 債	4,845,835
有 形 固 定 資 産	8,774,380	長期借入金	4,382,501
建物及び構築物	4,714,818	リース債務	227,208
機械装置及び運搬具	1,756,739	役員退職慰労引当金	146,430
工具、器具及び備品	462,091	退職給付に係る負債	87,011
土地	1,441,571	その他	2,684
建設仮勘定	399,158		
無 形 固 定 資 産	246,705	負 債 合 計	13,322,577
投資その他の資産	580,402	(純資産の部)	
投資有価証券	272,831	株 主 資 本	3,550,373
繰延税金資産	137,216	資 本 金	100,000
その他	175,398	資 本 剰 余 金	1,509,780
貸倒引当金	△5,043	利 益 剰 余 金	2,012,259
		自 己 株 式	△71,665
		その他の包括利益累計額	693,659
		その他有価証券評価差額金	105,477
		為替換算調整勘定	588,182
資 産 合 計	17,566,610	純 資 産 合 計	4,244,033
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,566,610

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,643,028
売上原価	14,441,754
売上総利益	2,201,274
販売費及び一般管理費	2,021,149
営業利益	180,124
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,717
為替差益	65,255
受取家賃	22,935
雑収入	37,171
営業外費用	
支払利息	160,185
雑支出	34
経常利益	151,985
特別利益	
固定資産売却益	284,187
特別損失	
固定資産除却損	7,104
税金等調整前当期純利益	429,068
法人税、住民税及び事業税	125,850
法人税等調整額	△32,176
当期純利益	335,394
親会社株主に帰属する当期純利益	335,394

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,729,394	流動負債	6,152,154
現金及び預金	560,066	支払手形	3,022
受取手形	24,883	電子記録債権	747,381
電子記録債権	190,347	買掛金	429,596
売掛金	2,206,809	短期借入金	3,965,918
商品及び製品	656,597	リース債務	59,104
仕掛品	426,293	未払金	516,445
原材料及び貯蔵品	1,008,212	未払法人税等	108,718
前払費用	54,549	賞与引当金	79,459
その他	608,990	役員賞与引当金	16,000
貸倒引当金	△7,356	その他	226,506
固定資産	7,607,128	固定負債	4,074,379
有形固定資産	5,861,613	長期借入金	3,772,043
建物	3,581,860	リース債務	155,906
構築物	39,303	役員退職慰労引当金	146,430
機械及び装置	603,650	負債合計	10,226,533
車両運搬具	23,497	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	74,142	株主資本	3,004,512
土地	1,424,117	資本金	100,000
建設仮勘定	115,041	資本剰余金	1,556,754
無形固定資産	205,715	資本準備金	943,209
ソフトウェア	27,146	その他資本剰余金	613,545
借地権	175,312	利益剰余金	1,419,423
その他	3,257	その他利益剰余金	1,419,423
投資その他の資産	1,539,799	繰越利益剰余金	1,419,423
投資有価証券	272,831	自己株式	△71,665
関係会社株式	1,029,059	評価・換算差額等	105,477
関係会社長期貸付金	24,420	その他有価証券評価差額金	105,477
繰延税金資産	124,463	純資産合計	3,109,989
その他	89,622	負債・純資産合計	13,336,523
貸倒引当金	△598		
資産合計	13,336,523		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年 3月 1日)
(至 2026年 2月 28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		11,789,799
売 上 原 価		10,312,728
売 上 総 利 益		1,477,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,195,846
営 業 利 益		281,224
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,399	
為 替 差 益	48,713	
雑 収 入	22,411	105,525
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	99,550	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,955	
雑 支 出	34	107,540
経 常 利 益		279,209
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	284,187	284,187
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,796	6,796
税 引 前 当 期 純 利 益		556,601
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	109,829	
法 人 税 等 調 整 額	△30,203	79,626
当 期 純 利 益		476,974

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社日本色材工業研究所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 垣 芽 衣
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本色材工業研究所の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本色材工業研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社日本色材工業研究所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	西 垣 芽 衣
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本色材工業研究所の2025年3月1日から2026年2月28日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月21日

株式会社日本色材工業研究所 監査等委員会

常勤監査等委員 橋 場 正 樹 ㊟

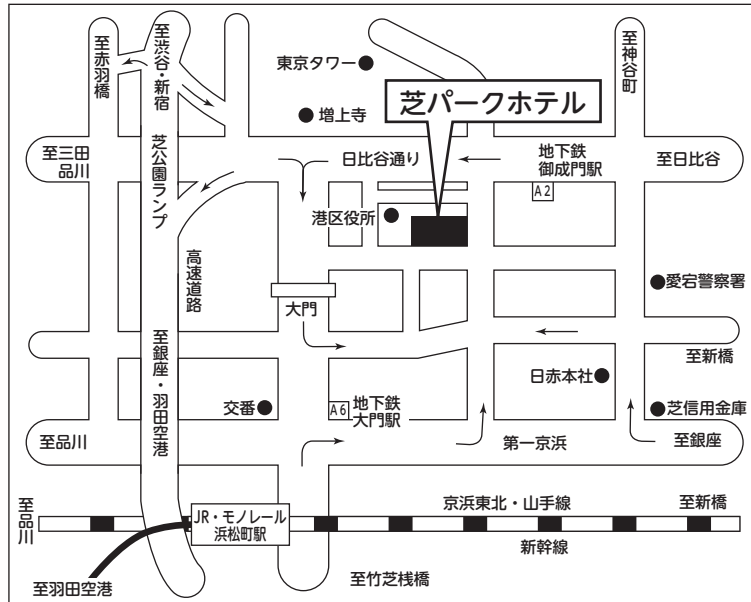
監 査 等 委 員 遠 山 友 寛 ㊟

監 査 等 委 員 小 畑 孝 雄 ㊟

(注) 監査等委員遠山友寛及び小畑孝雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場 東京都港区芝公園1丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズ
電話 03-3433-4141

※車いす等にてご来場の株主様には、会場内にスペースを設けております。
ご来場の際は、スタッフのご案内いたします。

最寄駅 都営三田線「御成門駅」(A2出口)より徒歩3分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」(A6出口)より徒歩5分
JR・モノレール「浜松町駅」(北口)より徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。